

豊福 保夫 様

基山町長 松 田 一 也



基山町まちづくり提案回答書

先に提案のあったまちづくり提案については、下記のとおり決定しましたので、基山町まちづくり基本条例施行規則第11条第4項の規定に基づき通知します。

記

1. 提案の取扱い

令和8年7月30日付けでご提案がありました町道鎮西隈3号線の道路拡幅につきまして、町道の道路幅員が4m未満である区間の拡幅工事を実施するには、まず隣接する用地の寄付が必要となります。町道を4mに拡幅するため用地の地権者と寄付に関して協議を行い、寄付が完了しましたら拡幅工事を実施いたします。なお、町道の拡幅工事については各地域からの要望に応じて順次対応しているため、当該拡幅工事の実施時期は令和9年度以降となる予定です。その際、拡幅工事にあわせて舗装補修と法面の補修についても実施する予定です。

2. 取扱いの理由

提案書の提出にあたり、隣接地地権者が道路用地について寄付の意思があり、当該道路の最小幅員が1.9mと狭く通行する車両の安全を確保する必要があるため。